

第22回 厚生科学審議会生活衛生適正化分科会

平成26年2月6日

資料4

美容業の振興指針（案）

新旧対照表

向動著書消

消費動向 平成24年の1世帯(2人以上の世帯)のペーマネント代の支出額は5,153円で前年比16円の減、カット代の支出額は5,930円で前年比75円の減で、平成14年の支出額は100とした場合、平成24年のペーマネント代の支出額を100とした場合、平成24年の支出額は99.4となる。また、美容店1回あたりの購入費用は除く)は、「3,000～3,999円」が20.4%と最も多く、「4,000～4,999円」が15.7%、「10,000円以上」が14.8%となつていて、これらが受ける利用者が36.2%となつており、それ以後の条件となるのが「満足度が高まる」が76.2%、「懶れる」が76.4%、「疲れがとれる」が41.4%、「疲れがとれず」が36.2%、「懶れる」が31.3%となる。これらの結果から、理想のヘアスタイルが得られる・疲れがとれる・懶れる・疲れがとれないなどの条件を満たすことが、美容店に対する満足度を高める要因であるといえる。

1

業者の考案の実験、設施の充実、労働者との関係改善等の方針としては、(複数回答)「接客サービスの強化」22.6%、「廃業」11.4%、「宣伝・広告」10.4%、「価格の見直し」10.3%などによる。一方で、「施設の改装」44.6%、「生活衛生設備の充実」33%、「厚生労働省による今後の経営方針」としては、「接客サービスの強化」22.6%、「廃業」11.4%などである。

三

都道府県別に設立された美容業の組合（平成25年12月末現在で47都道府県で設立）においては、前期の美容業の振興指針（平成21年厚生労働省告示第38号）を踏まえ、振興計画を策定、実施していくとこどあるが、当該振興計画について、全5カ年のうち4カ年終了する。国による予算措置（補助金）については、政策目的の達成状況の検証及び事業の振興に関する検討会の下に設けられた活動である。

表 振興計画の実施状況についての各組合による自己評価

| | 事業名 | 達成 | 概ね達成 | 主な事業 |
|---|-----------------------|-----|------|--|
| 1 | 衛生に関する知識及び意識の向上に関する事業 | 38% | 51% | ・衛生管理等に関する講習会の開催 ・自主点検の実施 ・ホームページによる情報提供 |
| 2 | 施設及び設備の改善にに関する事業 | 15% | 49% | ・店舗特性を踏まえた改装や省エネ・バリアフリーアクセスの設備の導入 ・一対応の設備が見られる投資が見られる |
| 3 | 利用者の利益の増進に関する事業 | 24% | 72% | ・小冊子・ポスター配布 ・賠償責任保険への加入 ・促進会の開催 |
| 4 | 経営管理の合理化及び効率化に関する事業 | 26% | 51% | ・講習会の開催、各種研修会の開催 ・経営相談会・税務相談会 ・会の開催 |
| 5 | 営業者及び従業員の技能の改悪する事業 | 51% | 41% | ・技術講習会の開催 ・技能コンテストの開催 |
| 6 | 事業化に関する事業 | 24% | 39% | ・共同購入の実施 ・講習会の開催 |
| 7 | 事業化に関する事業 | 28% | 42% | ・関連業界との定期的協議会の開催 |

| | | | | | |
|----|-----------------------|------------------------|-----|-----|---|
| 8 | 従業者の事業に関する者 | 従業者の福社の充実 | 35% | 52% | ・共済制度の加入促進 ・研修会・講習会の開催 |
| 9 | 事業の承継及び後継者支援に關する者 | 事業の承継及び後継者支援に關する者 | 35% | 30% | ・後継者育成支援のため の研修会等の開催 |
| 10 | 環境の保全及び省エネルギーの強化に關する者 | 環境の保全及び省エネルギーの強化に關する事業 | 13% | 39% | ・若手経営者研修会の育成 ・研修会・講習会の開催 ・ホームページによる情報提供 |
| 11 | 少子高齢化社会へ対応する事業 | 少子高齢化社会へ対応する事業 | 17% | 37% | ・福祉ボランティアの実施 |
| 12 | 地域との共生に關する事業 | 地域との共生に關する事業 | 13% | 39% | ・地域行事への参加 ・ボランティアの実施 |

第三章 美容業の振興に関する事項

営業者の直面する課題と地域社会から期待される役割は、衛生的で、衛生的に応えられるサービスを提供する重要な役割を果すよう、経営環境や経営者による発展を担い、国民生活の向上に貢献できるよう、各々の営業者に対応しつつ、その特性を活かし、事業が求められる。

要である。さるに、高齢者や障害者等のニーズに的確に即応することとで、業者の地域住民が日常生活を送るために必要なセーフティーネットとしての役割や地域における重要な構成員としての位置づけが強化され、生活者の安心を支える役割を担うことが期待される。

一方で、パーセントウェーブ用剤、染毛剤、化粧品等の安全衛生の見地から感染症対策やアルギー等への影響に対する消費者の関心も高く、公衆衛生理についての納得と安心感を得ることが求められている。また、近年、まつ毛エクステンションが急速に普及してきているが、こうした新たな技術やサービスへの対応にも新たな技術への対応のために新規の取組が求められる。さらには、社会全体の少子高齢化による後継者問題に加え、従業者等への育児支援等も新たな課題となつている。各営業者は、これらを十分に認識し、利用者の安全衛生の確保、

第1章 営業の振興に関する事項

美容業は、衛生的で、かつ、容姿を美しくしたいといふ國民の実充（ビテ）き、
國民生活（ビテ）う、國民の健康（ビテ）つよる。従事者は、シヨンの志業（シヨンノシテイ）
を提供（スル）する。従事者は、景（ヒコ）アツメたを含（スル）。間（ヒナ）ビスも含（スル）。
この背景（ヒタチ）には、男女のサクセス（サクセス）が施設（シセキ）数（スル）約21万9千件ある。
この度（ヒトド）に、男女のサクセス（サクセス）が需要（スル）が増加（スル）。若者（ハジメ）者（ヒト）等（ドコロ）に、質（ヒトコト）が高（ヒカケル）い。これは、19年（ヒヂ）に需要（スル）が増加（スル）ことである。
その変化（ヒカケル）は、平成（ヒヂ）3年（ミツ）からである。これが、エヌ（スル）テイシヨン（シヨンノシテイ）
の需要（スル）である。これが、3千人（ミリヒン）の根（ハラ）として、業（ハマツ）等（ドコロ）に對（スル）応（ヒカケル）
が、世界（ハセイ）に對（スル）応（ヒカケル）である。これが、約（ヒヤク）43年に對（スル）応（ヒカケル）である。
これが、業（ハマツ）等（ドコロ）に對（スル）応（ヒカケル）である。これが、約（ヒヤク）43年に對（スル）応（ヒカケル）である。

充に熱心な営業者の存在がある。一方、近年の減少で店舗の中の数の増加が他の業界に及ぶ。このチーズをはじめとする新規店舗の開拓が、これまでの既存店舗に対する競争である。この結果、多くの店舗が閉鎖され、また、営業規模の縮小が進む。一方で、新しい店舗の開拓が進み、特に郊外や住宅地への出店が増加している。また、インターネットによる通販の普及により、店舗の需要がさらに減少する傾向にある。

技術及びサービスの向上、利用者に対する利便性と信頼の向上を図ることを目標とすべきである。

二 今後5年間（平成26年度から平成30年度末まで）における営業の振興の目標

健生業容は、人の身体の一部である毛髪及び皮ふに化粧品などを使用して容姿を美しくする営業であり、衛生上の問題に対しても特に注意が必要な業態である。衛生上の危険を防止し、利便性に対する対応は、営業者の地道な取組が中心となることとども、(以下「都道府県衛生課題」)は、営業者の地道な取組が営業者に、専門知識や指導を密接に連携して対応するものである。

課題とすべき衛生問題は、営業者ではないため、発生防止に必要な費用及び衛生費を必要とする。しかし、一旦、消費者に被害があることから、多くの消費者が及ぶことは不可能である。営業者の問題にとどまらず、自覚的でない営業者が常に問題となる。そのため、営業者双方の営業員が図られるよう、組合員が図られるよう、非組織員が図られるよう、連続的な指導及び支援に努めることが重要である。

る。さらに、管理美容師資格認定講習会については、店舗の管理に係る知識や意識の点検を図り、その新規受講対象者を中心としていく必要がある。

経営力重視の実足と消費者のニーズや世帯動向等を的確に把握し、専門性や技術力、地域密着、対面接客等の特性を確立するための伸展が求められる。

対して衛生管理についての納得と安心感を提供することが求められる。社会全体の少子高齢化の中で、営業者自身への対応が従業者等による後継者支援問題に加え、層の顧客への対応が営業の振興の目標となつてきている。また、社会問題等も課題となつてきている。人との接觸は、営業の一部である毛髪及び皮膚上の問題であり、衛生上の問題を防止し、利用者に対する業務サービスを提供するためには、常に衛生上の問題を考慮する必要がある。

一方、生活水準の向上に伴い、国民が生活の質的充実を志向し、化粧品や化粧室の設備が高級化する傾向が強まっています。この傾向に対応するため、美容業者が多様なサービスを提供する傾向があります。また、美容業者が強調する「健康」という観念も、人々の意識に大きな影響を与えています。

美容業者では、顧客の年齢層による需要の変化に対応するため、年齢層別メニューを用意したり、専門的な知識を持つスタッフを配置したりしています。また、最新の技術や機器を使用して、より効果的な施術を行っている場合が多いです。

一方で、美容業界全体として課題がある点もあります。料金の高騰や、競争激化による価格競争など、業界全体の収益性が低下していることがあります。また、美容業界は女性の需要が主であるため、男性客に対する対応が課題とされています。

今後、美容業界は、技術的・サービス面での進歩とともに、社会的・文化的環境の変化に対応するため、多角的な取り組みが必要となるでしょう。

特に、高齢化が進展する中で、在宅や老人福祉施設等で美容を予想されることが増加していくことによる訪問美容サービスによる美容サービスに対する需要が高齢者に抱える問題の課題の解決や地域経済に及ぼす影響を考慮したシニア層向けサービスの提供は、単に売上げを伸ばすための手段ではなく、地域社会の資本としての強化や活性化のための重要な取り組みである。

3 税制及び融資の支援措置

融資を設備資金として、融資額に応じて、定期的に利子を支払う。この方法は、融資の回数が多いため、利息の総額が高くなるが、一方で融資期間が長くなるため、月々の支払い額が比較的少ない。また、融資の返済が遅延する場合、融資額の一部が没収される可能性がある。

三

割れの経済

業問題に合意する。この組合は、運送業者とその他の事業者との間の競争を防ぐために、運送業者の運送料金を規制する。また、運送業者の運送料金を規制するための規制法を制定する。

事業の実施に際しては、有効性及び効率性（費用対効果）の観点から、計画立案・実施を行いつつ、得られた成果に基づいて定期的に企画・実施を評価する。

2

3 國及ひ公益財團法人全圖生活衛生營業指導セシターに期待される役割

税水準に依る改定による業者や運送会社の負担を軽減するため、公衆衛生の取組が全国で実施される。また、この取組は、既存の規制措置の確立と並行して、新規の規制措置の導入も行われる。この結果、税水準の改定による負担が軽減され、業者の競争力が向上する一方で、規制措置の強化により、業者の活動範囲が縮小する傾向がある。

四
第

第2章 美容業の振興の目標を達成するためには必要な事項

この目標を達成するに取り組むべき事項の選択は、まず、業界別に実現可能なことと、業界全体の発展に貢献するためのものとに分けられる。また、指導・支援が求められる事項には、業界の多様性を尊重するための柔軟な取組が必要となる。具体的な取組としては、組合員である営業者等に対する教育訓練、消費者への情報提供、連合会における意見交換や意見統一のための活動などが挙げられる。

営業者の取組

（1）日常の衛生管理に関する事項

業衛生の取組

1) 日常の衛生管理に関する事項

日常の衛生管理は、人の体の一部用剤の一つであります。この衛生管理は、化粧品や器具等の安全及び効果を確保するため、工場や店舗等で行われます。この衛生管理には、個人衛生（手洗い、歯磨き等）、機械衛生（清掃、消毒等）があります。また、衛生管理の目的は、職場の安全衛生を確保し、労働者の健康を保護することです。

2) 向上にに関する事項

向上にに関する事項は、化粧品や器具等の品質を向上させるための取り組みです。この向上にに関する事項には、品質検査、品質改善、品質保証があります。また、向上にに関する事項には、品質向上のための設備投資や人材育成があります。

(2) 営業面における衛生面の改善に努め、衛生的設備の整備に着手して、店舗の衛生化を図ることとする。

業者に對する営業的取扱いは、以下に示す如きである。
（1）営業の自立的運営：業者自身が営業の運営を自ら行う形態。従業員による販売活動が主となる。
（2）規範的運営：業者自身が運営の規範を定め、従業員による販売活動が規範に従事される形態。
（3）監督的運営：業者が運営の監督権を有し、従業員による販売活動が監督権に基づいて行われる形態。
（4）委託的運営：業者が運営の権限を他の業者に委託し、委託業者が販売活動を行なう形態。

経営課題への対処に関する事項

ア イ ヴ
ア ②。自店の立地条件、顧客層、サービスメニュー、資本力、経営能力、技術力等の経営上の特質の把握
イ 周辺競合店に関する情報収集と比較
ヴ ターチェットとする顧客

工才カキクケ断の明確化
重点サニビスの明確化
店のコシセブトの明確化
経営手法、熟練技能、専門的知識の習得・伝承や後継者
育成人材の活用による経営手法の開拓
若手共同社員の育成
共都道府県指導機関による経営診断の積極的活用

(二) 経営課題への対応が、もつて次に述べる子供についての問題へ多様な民衆的解決策をもたらすものである。

シター等の経営指導機関による経営診断を積極的に活用する。シター等が望むサービスの見直し及び向上的に開する事項に対応し、それまでの店の立地条件及び経営方針に照らし、消費時間が業時とどもに、店内の雰囲気作り、化粧品等の知識及び顧客層に合った化粧品の見直しにかかることが重要である。この場合、毛髪や化粧品の立場に立った化粧品の見直しが必要である。

（2）サービスの見直し及び向上的に開する事項

（3）施設及び設備の改善に関する事項

（2）サービスの見直し及び向上的に開する事項

（3）施設及び設備の改善に関する事項

- （2）サービスの見直し及び向上的に開する事項
- （3）施設及び設備の改善に関する事項

設備 訪問美容のための車両、携帶器具
高齢者、障害者等に配慮したパリアフリー対策の実施

(4) 情報連絡技術を利用した新規顧客の獲得及び顧客の確保

情報セキュリティの管理に留意しつつ、以下の事項に選択的に取り組むことが期待される。

営業者は、情報通信技術を効果的に活用する等、以下の事項に選択的に取り組むこととが期待される。

アイホームページの開設等、積極的な情報発信によるプロモーションの促進

アシスタンスの実施、異業種との提携

イニシアチーブの実施、割引サービスの導入・普及による適切な管理

電子メールの郵送や広報チラシの配布による適切な管理

(5) 表示の適正化と苦情の適切な処理に関する事項

(6) 人材育成及び自己啓発の推進に関する事項

このことは、必ず右め図を左極を導が指が必要である。このことから、重要な問題となる。若者には、必ずしてある。優秀な人材の採用に、魅力ある職場作りに、若者の成長を育め業界に貢献する。

情報通信技術を活用した新規顧客の獲得及び顧客の確保に関する事項

顧客との信頼関係に基づき顧客情報を適正に管轄し、その情報に基づいて顧客へアピールメールなどを発送するなど、顧客のニーズに合わせて各種サービスを提供する。また、電子メールやソーシャルメディアなどを活用して顧客とのコミュニケーションを強化する。

顧客が重要なデータとして登録される場合、個人情報保護法等の法律に従って適切な取り扱いを行います。

顧客情報の収集・利用・保管についての具体的な方針は、以下の通りです。

- 収集: 顧客が当社製品やサービスを利用した際に自動的に収集される情報（名前、住所、電話番号等）。
- 利用: 顧客との連絡や商品情報を届けるための送信、顧客登録や会員登録の確認等。
- 保管: 顧客登録情報や購入履歴等の個人情報を一定期間（原則として3年）保管します。

個人情報の取り扱いに関する具体的な方針は、以下の通りです。

- 個人情報の収集: 顧客登録時に個人情報を収集します。
- 個人情報の利用: 顧客登録情報や購入履歴等の個人情報を、顧客との連絡や商品情報を届けるための送信等で利用します。
- 個人情報の保管: 顧客登録情報や購入履歴等の個人情報を一定期間（原則として3年）保管します。
- 個人情報の開示: 顧客が個人情報を開示する権利を持っています。
- 個人情報の消去: 顧客が個人情報を消去する権利を持っています。

個人情報の取り扱いに関する具体的な方針は、以下の通りです。

- 個人情報の収集: 顧客登録時に個人情報を収集します。
- 個人情報の利用: 顧客登録情報や購入履歴等の個人情報を、顧客との連絡や商品情報を届けるための送信等で利用します。
- 個人情報の保管: 顧客登録情報や購入履歴等の個人情報を一定期間（原則として3年）保管します。
- 個人情報の開示: 顧客が個人情報を開示する権利を持っています。
- 個人情報の消去: 顧客が個人情報を消去する権利を持っています。

人材育成は、必ず左の図を参考しておこなう。この指導が必要である。

業者等は、クックによる知識の確認後、従業員は、従事する業務に応じて、必要な資格を有する者に限られる。労働管理と並んで、労働衛生も重要な役割を果す。労働衛生は、労働者の安全と健康を保護するための措置であるが、これには、労働環境の改善、労働時間の適正化、労働条件の整備などが含まれる。労働衛生の実現には、労働者の意識の向上が不可欠である。

支業者に対する支援に関する事項

(1) **衛生に関する知識及び意識の向上に関する事項**
組合及び連絡会に於ける都道府県指導員による講習会及び講習会及び毛髪の整備の症候を以て、業者との連携を密にして、各機関が各種の研修会等に参加する事により、業者の自立的な経営改革を期待する事が可能である。

(1) 衛生に関する知識及び意識の向上に関する事項

(2) 施設及び設備の改善に関する事項

会員の開催実績、備蓄等の衛生水準の利益の増進に貢献する指導者等に高齢者向けの取組にまた、高齢業者に向けた、高齢者向けの研究を行なうことを目的とする。この店舗構造による改善は、施設及び設備の効率化、設備の改善に努めることである。

(2) 施設及び設備の改善に関する事項

(3) 消費者利益の増進に関する事項

の作
レットの
パンフ
ための
啓発の
知識の
正しい

(4) 経営マネジメントの合理化及び効率化に関する事項

先駆的な経営事例等の経営管理の合理化及び効率化に必要な業務の実施並びに業者に対する情報並びに業者に希望する新規開業や事業承継に係る情報の収集等の業務を実施する。

(5) 営業者及び従業員の技能の向上に関する事項

新しいヘアスタイル、メイク、まつ毛エクステーション、

二 (二) 営業組織会員に対する支援に関する事項

改組の取組を進めに業者、衛生の実務者、会員及び肌の健康、化粧品の販賣者、会員及び毛髪の染色、体臭の対策等の問題について、講習会及び研修会を開催する事項を定めた。この事項は、都道府県指導者による研修会開催のため、各組合に於ける研修会の開催を促進するものである。

利用する者の効率化、改善に關する設備及び施設の合理化をめざす。アフリカの研究を行なう所も、アフリカの店舗構造によることとする。

利用者サービスの利益の適正表示、営業に関する事項に応じて作成する

接客手引に対する利用者の基本概念をもとにした美意識の啓発講座の実施の実績について、利用者意識調査の結果をもとに分析する。

工事の経営監督は、この管理が合理的で効率化する事項を目的とする。

将する業者に対する対応化及び情報並びに當業者に及ぶる。この件は、事件発生の口述に基づくものとする。

卷之三

才 営業新しいへアスタイル、ネイルケア、エスティック、福社に改善する事項

事業の共同化及び協業化による新規事業の開拓に努めることとする。

(6) 事業の共同化及び協業化に関する事項

(7) 取引関係の改善に関する事項

得の向また、異なる業界との取引条件と連携を深め、情報の収集及び交換会の機会を有効に活用する。また、業界内外の協力者との連携を強化し、共同開拓や情報交換を通じて、業界全体の発展に貢献する。

(8) 従業員の福利の充実に関する事項

従業者の労働条件整備、作業環境の改善及び健健康保険、年金保険(国民年金又は厚生年金保険)及び労働災害補償のための支援、医療保険(国民健康保険)及び労働保険(雇用保険)の加入等に充実並びに共済制度(退職金、生命保険等)の整備及早に実現すること。男女に配慮した從業者の福利厚生の充実に努めること。少子・高齢化社会への適切な対応に努めること。

(9) 事業の承継及び後継者支援に関する事項

都道府県指導センターの取組を推進するため、以下に掲げる事項を中心に積極的な取組に期待される。

事業の共同化及び協業化に関する企画並立事案並

に努め、引取共同購入の關係入のための取扱業界連絡組織としての役割を果す。また、この事項に関する改善共通化の取扱條約もどと連携を深め、情報の収集及び交換会の機関組合員等の業界の経済的地位を協力する。

全国指導センターにおいては、(1)の都道府県指導センターや業者に経営者に対する意見及び意見の収集及び情報の利用の役立つ役組を推進するため、(2)の取組改善の監督と監査を行なう。

者・障害者等の積極的雇用の推進

(10) 受動喫煙の防止

2 組合及び連合会による政策実施等に期待される役割
高齢者、研究の実施等に期待される役割

3 日本融資の保全及び省エネルギーの強化
融資の実施等による政策実施等に期待される役割

1 営業者による政策実施等に期待される役割
省エネルギーの強化

- (1) 省エネルギー対応の空調設備、太陽光発電設備等の導入
- (2) 節電に資するLED照明、蓄電設備等の導入
- (3) 廃棄物の最小化、分別回収の実施
- (4) 廃棄品、化粧品等の各種容器や廃液、毛髪等の廃棄物の適切な処置

(5) 温室効果ガス排出の抑制

2 組合及び連合会による政策実施等に期待される役割
組合及び連合会による政策実施等に期待される役割

(1) 廃棄物の最小化、分別回収の普及協力

(2) 業種を超えた組合で相互に期待される役割
日本融資による政策実施等による政策実施等に期待される役割

3 地域との共生（地域コミュニティの再生及び強化（商店街の活性化））

1 営業者による政策実施等に期待される役割
地域との共生（地域コミュニティの再生及び強化（商店街の活性化））

2 営業者による政策実施等に期待される役割
地域との共生（地域コミュニティの再生及び強化（商店街の活性化））

3 地域の活性化を通過した地域生活者の「ふれあい」、「憩い」、「賑わい」、「つながり」を通じた豊かな人間関係（ソーシャル・キャビタル）の形成

- (1) 地域の街づくりへの積極的な参加
ア 祭りや商店街による手作りイベント等共同事業の立案及び参加
- (2) 福祉施設における訪問事業、ステンプ事業の実施
- (3) 共同示ントサービス事業の実施
- (4) 地域の防犯、消防、交通安全、環境保護活動の推進
- (5) 地域に対する協力
- (6) 災害対応能力の維持向上

このほか、當業者は、利用者が高齢化することを考慮した従業員への教育及び研修に期待される役割、妊婦等の確保等について取り組むことが必要である。

二 環境保全及び省エネルギーの強化
當業者は、化学物質や産業廃棄物の処理等の環境問題に配慮し、環境活動で生じた薬品、化粧品等の各種容器や廃液、毛髪やレジン等の廃棄物の適切な処置にも十分留意し、環境の保全に積極的に努めるものとする。
また、店舗の改修、機器の購入及び更新に際しても、省エネルギー性能の高い機器の導入について配慮し、温室効果ガス排出の抑制に努めるものとする。

三 地域との共生
當業者は、地域社会における行事等に積極的に参加し、地域住民に対する美容の店舗の存在、提供するサービスの内容をアピールするものとする。地域における街づくりの推進に向けた協力など、地域に参画する防犯活動の支援の展開など、地元へ地震が発生した場合の地域住民への支援の一翼を担い、地域と共生していくことを目指す。組合及び連合会においても、地域の自治体等と連携して、社会活動を積極的に企画し、指導又は援助を行ふとともに、當業者を支援することができる。このが者期待がまた、地域における特色の指導がある取組を支援する超えて相互に協力を推進し、ある

- (1) 地域の自治体等と連携し、社会活動の企画、指導・援助ができる指導者を育成
- (2) 業種を超えた相互協力の推進
- (3) 地域における特有の取り組みの支援

(4) 講習会の開催
(5) 商店街役員への美容業の若手経営者の登用

東日本大震災への対応
震災は未会員の国難であり、被災地域における営業再開及び被災業者への生活支援と活力ある地域の再生のため、総務省が東日本大震災から復旧、将来を見据えた復興への取り組みを進めています。

四

1 営業者に期待される役割

- (1) 被災営業者のみならず営業者全体による相互扶助と連携の下での役割発揮
 - (2) 被災営業者の営業再開を通じた被災者へのサービスの充実や地域コミュニティの復元
 - (3) 節電・省エネへの適切な対応
- 2 組合及び連合会に期待される役割**
(1) 同業者啓発に支電行動に対する支援
(2) 節電に資する共用施設（共同蓄電設備等）の設置
- 3 国及び都道府県**
東日本大震災を乗り越えて復興を実現し、被災地域のコミュニケーション等を踏まること。
(1) 被災営業者の営業再開のための施策
(2) 東日本の高い防災、減災等の施策
- 4 日本政策金融公庫に期待される役割**
被災営業者に対するきめ細やかな相談・支援を通じた低利融資等の実施